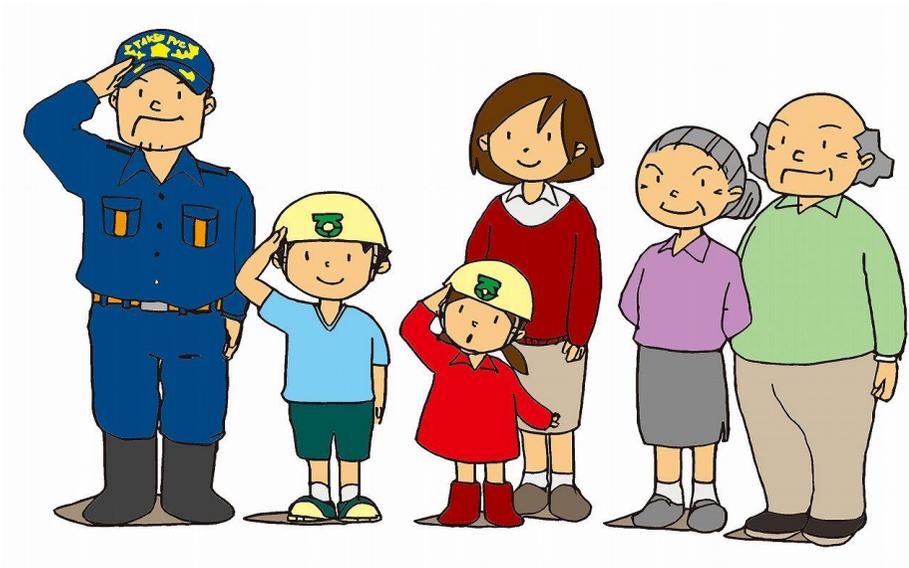


武雄市地域防災計画の修正概要



令和3年3月25日

武雄市 総務部 防災・減災課

修正項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症等対策に伴う修正
- (2) 台風第10号による意見の反映
- (3) 土砂災害、浸水被害の影響がある要配慮者施設の追加
- (4) その他

(1) 新型コロナウイルス感染症等対策に伴う修正

これからの避難のあり方

分散避難



●市民の避難所運営参加

- 段ボールベッド、段ボール間仕切りの組み立て、撤収
- 避難所内での飲料水、食料の配布等
- 避難所内や間仕切り内の清掃、共有部分の消毒

市民も運営に参画

異常がなければ

受付時に検温、問診

発熱、体調不良
症状がある人など

ソーシャルディスタンス
の確保等



学校の空き教室等の活用

感染防止策の徹底

ひとりひとりができる
事をお願いします

避難所での感染症対策

《共通事項》

- ①受付時の問診・検温
- ②避難所内に段ボールベッド、段ボール間仕切りを設置。
- ③避難所内を定期的に消毒作業。
- ④保健師等による巡回・指示。

《避難所での発熱者等の対応》

(受付時)

- ・別室（教室の空き部屋など）に案内。
- ・家族に発熱者等がいたら家族全員別室へ案内。
- ・かかりつけ医、県受診・相談センターなどに自身で電話相談・指示を受ける。(※1)
- ・気象状況等により受診できない場合、別室に留まる。
- ・この間、担当職員から本部に連絡、保健師を避難所に派遣し今後の対応を決定する。

(避難中)

- ・様々な症状が発生した場合、受付時と同様に電話相談し、指示を受ける。(※1)
- ・受診ができない場合、避難所内で避難スペースに段ボールベッド、段ボール間仕切りが未設置の場合は他の部屋へ移動する。
- ・段ボールベッド、段ボール間仕切りが設置してある場合は、感染拡大、飛沫防止を徹底するため、そのスペースに留まる。
- ・この間、担当職員から本部に連絡、保健師を避難所に派遣し今後の対応を決定する。

方針を計画に反映

(2) 令和2年台風10号による意見の反映

令和2年9月6日から7日にかけて台風10号が佐賀県に接近して通過した。

台風10号は気象庁より「特別警報級の台風」と発表されたこともあり、多くの方が押し寄せ避難所開設と同時に避難者の受け入れができない事態に陥った避難所もあった。

台風10号接近での開設避難所は40ヶ所で避難者数は1,440名を数えた。

台風による大きな被害は無かったが、市内の一部の地域で停電が発生し、様々な問題が浮き彫りとなった。

その後、災害時の対応について、市職員、障がい者団体、老人クラブ連合会などへの意見聴取を行った。

台風10号接近時の意見徴収

【市職員から】

《避難所受付関係》

- 気象状況に応じた避難所の開設時間の検討が必要。
- 感染症対策を行いながらの受付に時間を要した。

《避難所環境関係》

- 備蓄品不足（段ボールベッド、段ボール間仕切りなど）及び運搬車両不足。
- 非常用電源（発電機）の整備不足。
- 避難所ではテレビなどの情報を取得するものが必要。（Wi-Fiは高齢者には不向き）
- 避難所の外にトイレがあり、風が強い時に行けなかった。
- 夏の時期の避難は、熱中症などのリスクが伴う。
- 避難者から段ボールベッド、段ボール間仕切りの設置に感謝された。

《その他》

- ペット同伴避難の受け入れについて対応に困った。
- BCPが早い段階で決定されたため良かった。
- 登庁禁止により体制に支障をきたした。
- 九州電力との災害復旧に関する覚書により、メールでの停電情報の提供はありがたかった。

台風10号接近時の意見徴収

【要配慮者団体等から】

- 実際に避難訓練に参加しないと避難所の状況が分からない。
- 福祉避難所に直接避難できないのか。
- 避難所では、要配慮者の対応を丁寧をお願いしたい。
- 避難所では、トイレの心配があるので避難を躊躇する。
- 避難所では、障がい者の把握が難しい。
- 豪雨時に正確な情報伝達をお願いしたい。

【一般の方から】

- 段ボールベッド、段ボール間仕切りの提供はありがたかった。
- 避難所へ行くのが遅かったため、板張りのところに寝るしかなかった。
- 避難所の受付前が密になっていて良いのかと思った。
- 避難所の床が汚れていて不衛生だった。



意見を精査し計画や
マニュアル、訓練等に反映

(3) 土砂災害、浸水被害の影響がある要配慮者施設の追加

市は、土砂災害警戒区域や浸水想定区域内に入っている要配慮者施設について、施設の管理者へリスクの周知を行い、地域防災計画に位置付けをする。

《土砂災害、浸水想定区域内の施設数》※重複を含む

	土砂災害警戒区域内	浸水想定区域内
要配慮者施設	72施設	100施設

【今後の予定】

- ①地域防災計画に位置付けされた施設は、避難確保計画を作成し市に提出。
- ②市は、提出された避難確保計画の内容を確認し、助言、指導を行う。
- ③施設は、避難確保計画を基に避難訓練を実施する（市も協力する）

(4) その他

- 佐賀県地域防災計画の修正（R2. 8）を踏まえた修正

県計画の背景

- 国の基本計画を踏まえた修正

- ①関係法令の改正
- ②最近の災害対応を踏まえた修正
- ③感染症への対応について修正

- 各編、同じ内容で記述が異なる部分を統一
- 県の防災基本計画の同じ内容で記述が異なる部分を統一、修正
- 重複している内容の整理、統合
- 誤記、表記揺れの修正 等